

令和4年1月8日

生徒・保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大に伴う登校について（重要）

新型コロナウイルスの急激な感染拡大を受け、1月9日（日）より山口県に「まん延防止等重点措置」の適用が決められました。

1月11日（火）より3学期が始まります。ご家庭でも感染防止のご指導をいただくとともに、登校に際し下記につきましてご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、今回の対応による欠席は「欠席」とせず、「出席停止」といたします。

記

- 1 発熱等の風邪の症状がある場合および同居のご家族に風邪の症状がみられる場合、登校はしない
 - ・ 同居のご家族に風邪の症状がみられる場合も登校しないでください。この場合の扱いは「出席停止」とします。
- 2 毎日の健康状態を確認する
 - ・ 生徒およびご家族の皆様にも、登校前に検温結果を確認されるようご協力をお願いいたします。
- 3 登校したら、昇降口において非接触型検温器で体温の計測を必ず行ってから教室に入る
 - ・ 発熱がみられる場合には、お子様を帰宅させることとします。症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導し、必要に応じて受診を勧めます。安全に帰宅できるよう、保護者の方の来校をお願いすることもありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。この場合の扱いも「出席停止」とします。
- 4 発熱等の風邪の症状が見られた場合は自宅で休養するよう指導します
 - ・ 発熱等の風邪の症状がみられる場合には、お子様を帰宅させることとします。症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導し、必要に応じて受診を勧めます。安全に帰宅できるよう、保護者の方の来校をお願いいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。この場合の扱いも「出席停止」とします。